

# 保護司の処遇実践における「被害者心情」と対象者の「立ち直り」との関係性

——保護司へのインタビュー調査から——

How do the Volunteer Probation Officers make a connection between “the Victims’ Feelings” and “the Rehabilitation of Probationers” in the Probation Practice?

加藤 倫子

KATO Michiko

This article examines how the volunteer probation officers make a connection between “the victims’ feelings” and “the rehabilitation of probationers” in the probation treatment. From the analysis of the interview data, the following three findings are obtained: (1) the volunteer probation officers stress “rebuilding probationers’ lives” than “understanding victims’ feeling” for rehabilitation of probationers and make the connection between “understanding victims’ feeling” and “rehabilitation of probationers,” (2) “the victims’ pains” are told to probationers through “the volunteer probation officers’ language” not “the victims’ voice” and (3) though the volunteer probation officers support the probationers, they empathize with “the victims’ pains.”

キーワード：保護司 (the volunteer probation officer)、被害者心情 (the victims’ feelings)、対象者の社会復帰 (立ち直り) (the rehabilitation of Probationers)、犯罪からの離脱 (the desistance from crime)

## 1. 問題の所在

更生保護制度は、元犯罪者や非行少年を社会に復帰させることを目的とする制度である。保護司は、この制度の中心である保護観察を担っており、保護観察官と協働して、保護観察処分を受けた元犯罪者や非行少年（以下、まとめて「対象者」と呼ぶ）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図るための活動をおこなっている<sup>1)</sup>。具体的には、対象者と面接をし、生活のようすや家族関係・交友関係を把握したり、遵守事項及び生活行動指針を守るよう指導監督をしたり、あるいは自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行なっている。

2004年、犯罪の被害者ならびにその家族・遺族の救済・支援をはかる目的で「犯罪被害者等基本法」が制定され、さらに2005年12月には「犯罪被害者基本計画」が策定された。3節において後述する「しよく罪指導プログラム」の導入も、この流れの中に位置づけられる。こうした法律や制度の変容は、社会（世論）で広く「被害者心情の重視」という考

えが共有されてきたことの表れと考えられる。

このような社会的文脈のなかで、加害者側にある保護司の処遇においても、「被害者の心情」を重視した処遇実践の重要性が高まっている。法務総合研究所が2005年に実施した調査によれば<sup>2)</sup>、多くの保護司が「被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助」の経験があると答えている<sup>3)</sup>（法務総合研究所 2005: 51）。しかし、こうした処遇はむしろ被害者にとっては望まないもの、不快なものとして受け止められていることが次の引用からうかがえる。

面接調査においては、被害者等調査に関連して、(中略)「被害者遺族に面接したところ、加害者からの謝罪もなく許せないという反応であった。しかし、仮釈放については『仕方がない』と語っていた」、「詐欺の被害者のもとに調査に行ったところ、『なぜあんな人間の肩を持つのか。そんなことを無給でやるなんて信じられない』と言われた」、「殺人の被害者遺族からは、『過去のことは仕方がない。思い出したくないので二度と来ないでほしい』と言われ、詐欺の被害者からは、『事件のことはもういい。弁償の必要もない』と言われた」(中略)などの発言があった。(法務総合研究所 2005: 51)

保護司の処遇実践に限らず、私たちの社会においては、人を立ち直らせる際に「被害を受けた相手の気持ちを考えさせる」あるいは「反省させる」という方法がしばしば採用される。しかし、被害を受けた相手の気持ちが上記のように厳しい場合、対象者の立ち直りや反省はどのようにして可能になっているのだろうか。

本稿では、「被害者の心情」が重視される社会的な文脈のもと、更生保護制度のなかで加害者側を扱う立場にある保護司の処遇実践において、保護司が「被害者の心情」と対象者の「立ち直り」をどのように結びつけているのか明らかにする。

## 2. 先行研究の検討

保護観察の処遇においては、統制的、権力的な指導監督とそれとは背反する援助的、福祉的な補導援護の2つの役割を1人の保護司や保護観察官が果たすことが求められる（松本編 2010:80-1）。まさに、対象者を「保護／観察」することによって、「社会」の秩序維持に貢献していると言えるが、こうした観点から保護司の実践をとらえた実証的な研究はなされていない。

保護司についての社会学的な研究としては、久保（2011）、高橋（2013）、加藤（2011）がある。久保（2011）では、人口減少社会における持続可能な更生保護制度のために保護司の適任者をいかに確保していくかという問題が指摘されている。また、高橋（2013）においては、1950年代から1970年代の議論の再検討を通じて、保護観察官の量的不足を補うために保護司に保護観察官と同等の役割が期待されていたこと、さらにはそうした役割期待によって保護司の担い手が地域社会の一定の層に偏ることになったことが明らかにされている。これらの研究はいずれも「保護司の担い手不足」について主題化したものであり、保護司の処遇実践そのものに踏み込んだ研究ではない。一方、加藤（2011）では、あ

るケースにもとづき、保護司がその処遇実践のなかで保護観察の対象少年と「家庭」や「家族」とのつながりを取り戻させながら、「立ち直り」を目指させる過程が描かれている。

こうした保護司の処遇実践を実証的に検討するには、近年注目されるようになってきた「立ち直り」についての社会学的研究が参考になるだろう。従来「立ち直り」についての研究がなかったわけではないが、とくに近年になって「立ち直り」の研究が注目されるようになってきた背景には、「再犯（防止）」に対する政策的注目と「社会的排除」に対する社会的注目の上昇があるという（平井 2014:252-3）。平井（2014）は、「立ち直り」の研究を「原因論（なぜ立ち直るのか）」、「過程論（どのように立ち直っていくのか）」、「統制論（「立ち直り」の過程における統制や支援の役割）」という3つに分類している。このうち、本稿が扱う保護司の処遇実践は、「統制論」に位置づけられる。

「統制論」は、矯正や治療、福祉的援助などの「立ち直り」の過程における統制や支援に着目する。そこで、統制者・支援者によって対象者がどのような存在として見なされるか——「福祉」の対象者と見なされるか、「元犯罪者」と見なされるかなど——によって、「立ち直り」の過程が異なることを描き出そうとする（平井 2014: 257-8）。こうした「統制論」の視点からなされた「立ち直り」の研究においては、統制者・支援者の立場や意識、さらにはそれが対象者の処遇にどのように反映されているかが重要な問いとなりうる。これと同様の問題意識をもつ研究は、海外における「離脱（desistance）研究」と呼ばれる分野でなされる研究において見られる。しかし、これまでに問われてきたのは、主に元犯罪者や非行少年が介入や援助（者）をどのように感じているか（有益かそうでないか）ということや、離脱の支援のために援助者に求められる資質とは何かということ<sup>4)</sup>であり

（McNeill and Weaver 2010）、あくまでも「離脱する主体」からみた援助者に重きが置かれている。それに対して、本稿の問いは、「援助者からみた」離脱の過程にかかわっている。

以上の議論を踏まえ、あらためて本稿での問いを確認しよう。本稿では、離脱の統制・支援者である保護司に着目し、保護司が処遇実践に対して抱いている意識について問う。特に、被害者への反省の気持ちを持つことや、被害者の立場になって考えるという「被害者心情」にかかわる処遇実践の中で、保護司が「被害者心情」と「立ち直り」をどのように結びつけているのかを明らかにする。具体的には、被害者への反省の気持ちを持たせることや、被害者の立場になって考えさせることを保護司がどのように実践しているのかをインタビューデータから確認していく。

保護司は「社会」の中で対象者が犯罪や非行から離脱する過程を支える一方で、元犯罪者・非行少年から「社会」の秩序を保護するゲートキーパーの役割も果たしている。こうした観点からインタビューデータの分析・検討を行う意義は2つある。ひとつはこれまで明らかにされてこなかった保護司の処遇実践と意識の関連性について明らかにできるということ、もうひとつは「社会復帰」や「離脱」という言葉で目指されている状態がどのようなものであるのか、その一端を明らかにすることができるということである。

### 3. 「立ち直り」の一形式としての「被害者心情の重視」

インタビューデータの検討に入る前に、更生保護制度として、被害者への反省の気持ちを持つことや、被害者の立場になって考えるということが、加害者である対象者の立ち直

り（社会復帰）とどのように結びつけられているかを確認しておこう。

犯罪や非行からの社会復帰というとき、どのような状態に至れば「社会復帰」といえるのだろうか。更生保護制度においては、それが明確に規定されているわけではない。それは、更生保護制度が実質的には民間ボランティアである保護司に依存した制度であるということ、それゆえに、保護司に委ねられた裁量が大きく、保護司によってかかわり方が異なるためであろう。しかし、「社会復帰」というときに重視される目安が何もないわけではない。たとえば、「就労」がその1つである。あるいは、「家族との関係修復」や「結婚」といった関係性の（再）構築や、面接を通じて対象者自身の変容をつぶさにとらえることを広く「社会復帰」ととらえる向きもある。こうしたなかで、「被害者への反省の気持ちを持つこと」や「被害者の立場になって考える」ということも「社会復帰」の一形式としてとらえることができる。

このような見方を端的に表わしているのが、2007年に導入された「しよく罪指導プログラム」であろう。法務省保護局観察課（2007）によれば、このプログラムは、殺人・傷害といった罪を犯した保護観察対象者に適用され、保護観察所で実施される特別改善指導とよばれるものの1つである。その内容は、次の4項目からなる——1. 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させること、2. 被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させること、3. 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させること、4. 具体的なしよく罪計画を策定させること。実施については、対象者に対して、毎月設定される所定の課題を履行させ、その結果を所定の様式により提出させ、提出された記録をもとに、毎回課題の内容について対象者と話し合い、履行状況を確認するという方法をとる。

このプログラムはすべての対象者に適用されるわけではなく、また、保護司ではなく保護観察官の手で行われるものである。しかしながら、犯罪被害者の保護、心情の重視という社会的な文脈のもと、「被害者への反省の気持ちを持つこと」や「被害者の立場になって考える」ということが、「しよく罪指導プログラム」として制度内で明文化されるかたちで、「社会復帰」の一形式としてみなされるようになったことは指摘できるだろう。こうした状況を踏まえ、次節以降ではインタビューデータの検討に入る。

#### 4. 調査概要

本稿で用いるのは、筆者が2012年と2013年に実施したインタビュー調査によって得られたデータである。首都圏在住の保護司7名に依頼し、そのうち6名の保護司に対して調査を行った。また、もう1名に対しては、日程の都合によりインタビュー調査を行えなかったため、メールで回答を得た。「保護観察対象者とのかかわり」、「被害者の心情についてどのように考えているか（それを踏まえて対象者と接するかどうか）」を中心に質問した。

調査の実施にあたっては、筆者の研究内容や今回の調査の趣旨について説明した上で録音・記録の許可を得た。また、録音・記録したデータについては、個人が特定されることがないようにプライバシーを保護した上で研究に使用することの承諾を得ている。プロフィールと調査実施日は次の表の通りである（保護司歴は初回インタビュー調査実施時点のものである）。Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの調査実施日が同一であるのは、グループイ

インタビューを実施したためである。

表1 調査協力者のプロフィール／調査実施日

	保護司歴	年代	性別	職業	調査実施日
Aさん	23年	70代	女性	専業主婦	2012年8月27日、2013年6月12日
Bさん	12年	60代	女性	専業主婦	
Cさん	12年	60代	男性	自営業	
Dさん	3年	40代	女性	専業主婦	
Eさん	24年	70代	男性	元教員	2012年8月31日、2013年5月13日
Fさん	13年	60代	男性	自営業	2013年9月7日
Gさん	9年	60代	男性	元教員	メールにて（2013年8月23日受信）

Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんについては録音したデータからトランスクリプトを作成し、それを用いている。Fさんのインタビューデータについては、録音・公開の許可は得ているものの、インタビュー中に固有名詞（人名）や地名が頻繁に用いられていたため、本文中ではトランスクリプトそのものを用いることをせず詳細なメモをもとにインタビュー場面を再構成したものを用了。Gさんについては、直接対面しての聞き取りはできなかったが、質問項目をメールで送ったところ、それへの回答が返ってきたので、それをデータとして引用する。なお、トランスクリプト中に表記されている「\*」は筆者（調査者）の発言を示している。

## 5. 調査結果

### (1) 対象者の「立ち直り」における「被害者心情」の位置づけ

保護司の処遇実践において「被害者の思い」というのはどのように伝えられるのだろうか。当初、保護司の処遇実践の中では、対象者に反省をうながすために「被害者の思い」が伝えられると想定して調査を始めたが、実際には保護司の処遇実践において対象者に「被害者の思い」が直接的に伝えられることはほとんどないことが明らかになった。

たとえば、Gさんは、保護司がやらなければならないことは「被害者の心情」を重視することよりも、対象者に寄り添い、彼・彼女らを理解することであるという認識を示していた。Gさんに被害者の心情を対象者に伝えることがあるか尋ねたところ、「基本的に保護司が被害者に直接的に接するということはありません。したがって観察所からの資料で被害者の心情を部分的に推察するくらいですので、対象者に話す場合も具体性に欠ける恐れがあるので、一般的な話にとどめることにしています」と述べていた。

また、Fさんは、「被害者がいる事件の場合には被害者がどれほど恐ろしい思いをしたかを伝えることもあるが、対象者にとってはそのことを理解して反省するよりも、社会のなかに居場所を見つけて適応していくことの方が、再犯を防ぐうえで重要」という内容の語りをしている。Fさんは続けて「心情論よりも具体的なことが大事」と述べる。

F：居場所があって仕事したり、居場所があって学校に行けたりすれば、大半再犯起こさないんですね。ただ、居場所が見つけれなかったり、目標がないっていう場合は再犯起こしますね。(中略)

\*：Fさんの考え方のなかで、一般社会に適応することと犯した罪を反省すること、どっちが大事とかってありますか？

F：反省なんて、一番最後の、最後の最後でいいんだ。極端な話。

\*：適応の方を重視してるっていうこと。

F：だって腹減った状態でね、パン盗むなって言ったってパン盗むでしょ。社会福祉的な意味でもどうしようもない、にっちもさっちもいかないみたいな人に対して反省なんて言ったって気の毒だよね。「反省なんてしなくていいよ」なんて言っちゃうんだよね。反省なんて、もっとずっとずっと先。

保護司が対象者に対して「被害者の思い」をぶつけないのは、「加害者側を扱っている」という意識があるためである。ここでは、対象者が「被害者の思いを知ること」よりも「対象者自身が生活を立て直し、再犯をしないこと」が「立ち直り」と結びつけられていることが読み取れる。

ここまでに「被害者の思いを知ること」よりも「生活を立て直して、再犯を防ぐこと」が「立ち直り」と結びつけられていることを指摘したが、その一方で、被害者の思いをくみ、それを自覚することが「立ち直り」にとって重要であるという語りもあった。Aさん、Bさん、Cさんの語りを見てみよう。

A：被害者の痛みをね。

C：(被害者の) 痛みをね。

A：やっぱり自覚してもらおうということね。

(中略)

C：法的にはね、そういう罪はお金に換算すると、いくらのお金に換算されるかとかいうふうなことでは、法律っていうのは解決できないのかもしれないんだけども。

B：弁護士はそうなんだよね。

C：うん。われわれはもっとメンテナンスな、心の問題でね。

B：今のことは大きくとらえてほしい。お金に換えられないしょく罪という言葉。

C：保護司ができることっていうと、おまえいくら払ってとかじゃなくて、そういう話は裁判所でもするし、弁護士がそれに金に換算していくらとかっていうのは法的にはそういうことになるのかもしれないけども、相手に与える心理的な被害とか、そういうものを思って感じないと直らないし、それがないと、またやることになるよ。

この話はずっと、Aさんが過去に受け持ったことのある強盗を犯した成人の対象者に対して「迷惑をかけた」という気持ちが大切であると話したところから展開し、Cさんが受け持っている性犯罪をおかした対象者についての話につながる流れの中で出てき

たものである。ここで示されているのは、保護司が扱うべき「しょく罪」は金銭による弁償ではなく、むしろそれと対置されるかたちで、保護観察の対象者が被害者の「(心の)痛み」や「心理的な被害」を「思っ感じ」ることに重きが置かれているということである。また、Aさんが、「そうすることで、あなたがこれから再出発するときに、それでやったことが許せる訳ではないし、(許される訳では)ないけれども、やはり1つのけじめとしてね。それはとても大切なことだし、これからのあなたが再出発する上でも、必要なことではないかなってという話もしていきますよね」と語ることからも、「被害者の痛み」を自覚することが、対象者の「立ち直り」につながると認識されていることがうかがえる。

## (2) 「被害者の声」を「保護司の言葉」で伝えるということ

ここまでに、保護司が対象者の「立ち直り」において「被害者の思い」をどのように位置づけているか、2つのパターンを見てきた。1つは対象者の「立ち直り」において「被害者の思い」よりも対象者自身の生活の立て直しが先であるとするもの、もう1つは「被害者の痛み」を自覚することが対象者の「立ち直り」につながるとするものである。

「立ち直り」にとって「被害者の痛み」が重要であるとはいえ、先にも見たとおり、被害者は加害者に対して不快な感情を抱いている。厳しい被害者心情にふれることで、加害者である対象者の「立ち直り」が困難になることも想定される。では、保護司は対象者に「被害者の痛み」をどのように伝えているのだろうか。その点について見ていきたい。

Fさんによると、基本的に保護司は、被害者の心情についての詳細な情報は知ることができず、保護観察所からごくわずかな情報が知らされるのみだという。Fさんは、ひたたくりで、お年寄りがケガの被害にあった事件の対象者を受けもった際に、対象者に「被害者は『加害者の顔も見たくない、怖いから思い出したくない、早くまじめにやってください、ということだけ伝えて、謝罪についてはもういいです』と話していた」と伝えた。さらに、Fさんは対象者に次のように伝えたという。

F：被害者が高齢者の場合は大けがになったり、打ち所が悪い場合は死に至るケースもあるので、今回のケースがたまたま小さなけがで済んだということで、不幸中の幸いだったんだ、軽い気持ちでやったかもしれないけど被害に遭われた方はもっと重大な怪我を負う可能性もあった。そういうことがなかったから、今回はよかったかもしれないけど、そういうことを考えると被害者の方がどれだけ怖い思いをしたか。そういう話はする。

被害者が直接的に自分の具体的な被害の状況について伝えることはできない。保護司を通じて直接伝えることもできない。しかし、Fさんなりに保護司として何を伝えればよいかということを考え、それを「被害者の声」としてではなく、「保護司の言葉」で伝えている。同様のことをCさんも語っている。

C：ただ、私なんかは、今は高校生の性犯罪の、中学生の女の子にいたずらしたっていうケースを見始めたんだけど、そういう子を見るときに、必ず最初やることとしては、まずそれをやろうと思うときってどういう気持ちになって、ことに及んで

いくかっていうことだとか聞く。それで、だんだん聞いて、それで相手がそれによって、学校にも行けなくなるとか、人前出るのが怖くなってっていう、そういう女の子がそういう思いをそのあと引きずっていくということって考えてたことある？っていうことだったり。そういうのを、やんわりとっていうかね。あんまり厳しく言ってもあれだけれども、でもそういうことを教えていかなきゃ駄目かなと思ってるね。相手に、だから何かをいくら払えばいいとか、そういう問題じゃなくて、人一人がそうやってすごい、そのあと、悩んでいるんだよと。よく減るもんじゃないからいいじゃないって言い方をするけども、そういうもんじゃないんだよっていうのをね。

こうした話をして、加害者が被害者の気持ちを理解できているかどうかについては「よくわからない」という。性犯罪にかんしては特別なプログラムを受講した場合、対象者は被害者の思いを知る機会があるが、それについてもCさんは「それをやったからって言って、そういう人が直るかどうかってというのは疑問だよ」と述べる。

Aさんが「更生保護の中で、私たちは、本人たちにいろいろと言いつ聞かせて、先ほどのCさんが言ったような被害者に対する意識というものなるだけ本人に考えてほしいということ。そういうことを考えることによって再犯しなくなればいいなあとと思って、そういうかたちでは私たちは保護観察の中ですよ」と述べるように、保護司が保護観察の中で目指しているのは「被害者の声」を伝えることではない。「いろいろと言いつ聞かせて」も、対象者本人にどれくらい届くのかはわからない。あくまでも保護司は対象者の「立ち直り」のために「被害者の思い」を考えさせるきっかけを与えるにすぎず、対象者自身が「被害者の思い」を理解し、受け止めるというプロセスを経なければ「立ち直り」にはつながらないということである。

### (3) 対象者の「保護／観察」と「被害者の心情」との関係

最後に、対象者に対して「被害者の心情」を伝えるということが、保護司の処遇実践において、どのような意味を持つのかを検討したい。

本節1項で取り上げた語りによれば、Fさんは、対象者にとっては「被害者の心情」を慮ることよりも「生活を立て直して、再犯を防ぐこと」が重要であると考えている。しかしその一方で、Fさんは「被害者の人がすごい悪い感情もってるってというのは当然知らせますよ。知らせるって言っても（対象者は）嫌ってほどわかってるだろうけど」とも述べている。もちろん、「被害者の心情」と「対象者自身の生活の立て直し」のどちらが重要かに着目して論じることが出来るだろうが、ここには保護司の処遇実践における「保護／観察」にかかわる重要な論点が含まれているように考えられる。

まずは、このFさんの語りを解釈するために、続く語りを見てみよう。Fさんは、被害者感情が厳しいという性犯罪の事例を引き合いに出して次のように語る。

F：とくにそういう被害者感情が厳しい場合は難しいでしょうね。あえて被害者の方に聞くまでもなく厳しいですよ。だって、被害者の方は一生心身に残るような傷を抱えて生きていくわけじゃないですか。フラッシュバックを起こすという話も聞

いていますし。そういうときに、一般的に「なんてひどいことをするんだ」っていうごく平凡な感情はやっぱり普通にもちますよね。これは男性の保護司であろうが、女性の保護司であろうが。そういうときに、そういう個人的な感情を交えちゃいけないって言われたって、生身の人間がやってることですから。たとえば、少年犯罪とかで傷害事件起こしたとか、窃盗だとか、女の子の場合は被害者的な側面が強いとか、家庭環境的に「この子もよく、この程度で済んだよな」っていう心から同情するっていうケースも多いわけですよ。環境的にね。だけど、性犯罪とかちょっとなあ、共感もてないケースってあるわけですよ。そういう時はやっててしんどいですよ、正直言ってね。

ここで注目したいのは、Fさんの語りの下線部の箇所である。Fさんは日頃の処遇においては「女の子の場合は被害者的な側面が強い」と語ることからも明らかなように、犯罪の要因を社会環境的な面からとらえている。それに対して、性犯罪のこのケースでは、被害者の思いを自分の「個人的な感情」と重ね合わせて、「共感もてない」、「やっててしんどい」というふうに、被害者側に感情移入している様子がうかがえる。しかし、それはあくまでもFさんの「個人的な感情」であって、「被害者の声」ではない。ここではFさんが「被害者の痛み」に共感的になってしまうあまり、処遇においては自己の感情を制御する必要性が生じているといえる。厳しい感情を直接伝えずとも、自己の感情を抑制してまで対象者に被害者の心情を伝える姿からは、保護司の監督＝「観察」的な側面が垣間見える。

続いて、Fさんの事例と対照的な事例として、ここではEさんの語りを取り上げる。この語りは、Eさんが過去に経験した、無期懲役者の被害者調査についてのものである。今回調査対象になっていたのは、父親が亡くなって間もなく、母親（被害者）が殺され、孤児になったという被害者の2人の子どもであった。保護観察所の担当観察官からは「慎重が上にも慎重を期してほしい」と言われていた。

E：秋のととても晴れた日に電話したんです。「〇〇（地域名）の保護司をしていますEと申します。…実は、あなたのお母さんの亡くなられた時の加害者が恩赦になる可能性があるので…」とそこまで言ったらね、（相手か）「もう結構です」と言っただけでね。でね、「そういうことがあるので、じつはお話をお聞きしたいんだ」と言っただけでね、「いや、もう忘れました」と言われたのね。忘れちゃったって（いう言葉は）、非常に冷たい感じがしたんだよね。もう少し粘ったわけよ、僕もね。「でも、恩赦っていうことは出てくる可能性があるということなんで」「いや、もう結構です、忘れちゃった」と。

Eさんが事前に観察官から聞いていた話によれば、2人の子どものうちの1人は、殺された母親の話になると正常な感情を維持できなくなってしまうので、最初から調査対象から外されていた。そういう事情もあって観察官からは、「決して無理をしないでくれ。だめだったら、引いてくれ」と言われていたという。それから二言、三言言葉を交わし、Eさんから「できればお伺いしてお話をしたいんだけど」と申し出たものの、相手からは「いや、忘れちゃった」の返事しか返ってこなかったのだという。この「忘れちゃった」とい

う返事について、Eさんは次のように言う。

E：でも、その「忘れました」っていうのはね、「私は忘れてません」っていうことなんだよ。ずっと心の中に残ってるんだよ。でね、その時にね、愕然としたの、僕は。というのはね、被害者の感情というものを、これを考慮できなかったらね、加害者も救われない。被害者の思いというものを本当にわからなかったらね、加害者側を僕ら（保護司は）扱っているでしょう？その加害者自身も救われない。

「被害者の思い」を知ることは具体的な被害の状況について知ることでなく、被害者から拒絶されることを知ることであり、それほどまでに被害者が加害者を恨み、憎んでいるということを知ることである。このような絶望的な状況に対して、加害者はもちろん、保護司でさえ、何をしたら許されるか、何をしたら反省と呼べるかを判断するのは難しい。このEさんのケースは保護観察の処遇ではないため対象者は出てこないが、一切のかかわりを閉ざしてしまうような「被害者の思い」をもし対象者が直接知ってしまったら、対象者の社会復帰の過程は「出口のない迷路」をさまようのと同じことになるだろう。だからこそ、Eさんは「被害者の思い」を加害者に直接伝えることはしない。他のケースについて話す中で、Eさんは「(被害者の心情を) 伝えるときもあればね。(＊：それは置いといて。) 置いといて。まず、『君自身がどうなんだ』と(問いかける)」と述べている。Eさんのケースからは、対象者の「立ち直り」を支える保護司の「保護」的な側面がうかがえる。

## 6. 結論

本稿では、「被害者の心情」が処遇実践のなかに入り込んだ際に、保護司がどのように「立ち直り」と結びつけているのかを保護司へのインタビューデータから見てきた。インタビューデータの分析から、次の3点について明らかになった。

まず、保護司が「対象者の立ち直り」と「被害者の心情」をどのように結びつけているかという点については、2つの異なる立場が見られた。それは、「被害者の心情」を重視することよりも「対象者の立ち直り」のほうを優先させる立場と「被害者の痛み」を自覚することで「立ち直り」につながるという立場である。

次いで、「被害者の痛み」が「被害者の声」そのものではなく、「保護司の言葉」によって伝えられていたことを指摘した。「被害者の心情」を「伝える」とことと「理解する」とこと、それを「受け止め」、反省に至るまでには、いくつもの分岐点がある。間接的な「言葉」によって伝えることで、保護司は対象者に「被害者の心情」について考えさせるきっかけを与え、「立ち直り」に結びつけようとしていた。しかしながら、「被害者の心情」を伝えたからといって、対象者がそれを本当に理解できるか、反省するかどうかの確証はない。

最後に、保護司の処遇実践における「保護／観察」と「被害者の心情」との関係について検討し、保護司が「被害者心情」に共感的になる「観察」的側面と、「被害者心情」を理解しつつも対象者にそれを直接伝えることなく、対象者の「立ち直り」を支える「保護」的側面について指摘した。

以上を踏まえて、「立ち直り」と「被害者心情」の関係性について改めて考察してみた

い。インタビューからは、保護司が、「被害者心情」を重視することを対象者の「立ち直り」にとって必ずしも有効とは考えていないことが示唆された。ここでいう「被害者心情」とは、察するに、言葉にできない「拒絶」や「恨み」、「憎しみ」の感情であり、それに接してしまうと対象者の社会復帰が困難になる類のものである。そのため、保護司は、対象者に被害者の心情を表層のかつ間接的に伝えるにとどまらざるを得ない。保護司は、被害者の声を代弁することにより、その役割の一部を仮託させられていると言えるだろう。

また、対象者が「反省している」ということと「被害者の心情」を理解しているということが必ずしも同義ではないことから、「反省」や「被害者心情の理解」を「立ち直り」の一形式として本当に見なせることができるのかという疑問が新たに浮上してくる。どのような状態に至れば「反省」し、「理解」したことになるのかの到達目標が見えないなかで、しかし保護司はあくまでも対象者の側に寄り添い、ときに個人的な感情をコントロールしながら、処遇実践に当たらなければならない。「反省」や「被害者心情の重視」は、対象者が社会に復帰する上で重要な指標の1つとして数えられてはいるものの、「就職」や「結婚」、「家族関係の修復」といった他の指標と比べると、簡単に目指させることのできないゴールであるといえる。それは、「反省」や「被害者心情の重視」という指標の到達点が自分で決定できるものではなく、立場を決定的に異にする他者からいかにしてゆるしを得るかという問題にかかわるからである。一方で、保護観察の目的が「対象者の社会復帰」であることを考えると、「就職」や「結婚」、「家族関係の修復」といった、対象者にとっての自己の課題の克服を目指させることは合理的であると言わざるを得ないだろう。

限定的なデータではあったが、本稿の議論を経て、「被害者の心情」が重視される社会的な文脈における、保護司の処遇実践と意識との関係性が明らかになった。その一方で、残された課題もある。それは、保護司が対象者をどのような存在（福祉の対象者、再犯のリスクのある危険な存在など）として見なしているかということである。保護司が対象者の社会復帰や「反省」をうながす際に、保護司が対象者をどのような存在として見なすかは重要な視点であるが、本稿では中心的に検討できなかった。今後の課題としたい。

#### 【付記】

本稿は、公益財団法人日工組社会安全財団の2012年度若手研究助成の成果の一部である。最後になりましたが、お忙しい中、調査にご協力いただいた保護司の皆様へ御礼申し上げます。

#### 注

- 1) 保護観察官が全国で1,000人程度であるのに対し、2012年5月1日現在の保護司の数は47,968人で充足率は91.4%である。
- 2) この調査は、「保護司の活動実態と意識のうち、1 保護観察処遇（対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応）に関すること、2 地域社会とのつながりに関すること、3 犯罪被害者に関すること、4 新任保護司の確保に関すること」の4点について重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにするとともに、調査結果を今後の保護司制度の充実発展に係る議論・検討に役立てることを目的とし」て実施された。面接調査と質問紙調査からなっており、いずれも2004年に実施されている。面接調査については、全国の82名の保護司に対し実施されたという。質問

紙調査については、面接調査の結果を参考に、質問紙調査のための調査票を確定させ、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、調査票を郵送。回答者の数は2,260人(回答率75.3%)であったという(法務総合研究所 2005: ii)。

- 3) 具体的な指導・助言の内容については、『被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言』の経験が一番多く(65.6%)、次いで、『被害者等に謝罪することについての指導・助言』(51.8%)、『被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすることについての指導・助言』(43.2%)、『被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言』(18.1%)、『被害者等のもとへ謝罪に向く際の同行』(4.6%)の順であった」と述べられている(法務総合研究所 2005: 51)。
- 4) なお、McNeill and Weaver (2010)は、Leibrich (1993)やRex (1999)、Farrall (2002)らの実証的な研究を挙げて、保護観察の効果については限定的な見方をしている。Leibrich (1993)は、調査を行った保護観察の対象者のうち、半分しか離脱に対する保護観察の効果を認めていなかったと指摘している。その上で、離脱をめざす対象者と彼・彼女らをサポートする監督者との関係については、「監督的な関係の質」が離脱のプロセスを上首尾に導くための鍵となっていることを指摘している。また、Rex (1999)は、「アクティブで参加型の監督者」が高く評価されることを指摘している。さらに、Farrall (2002)は、保護観察の対象者と支援者(practitioner)が協働的に「離脱の障害」に取り組むというケースは少数であることを指摘している。

## 文献

- Farrall, S., 2002, *Rethinking What Works with Offenders*, Willan Publishing: Cullompton, Devon.
- 平井秀幸, 2014, 「犯罪・非行からの『立ち直り』?: 社会構想への接続」『犯罪・非行の社会学: 常識をとらえなおす視座』: 251-73.
- 法務省保護局観察課, 2007, 「しよく罪指導プログラムを活用した保護観察の実施について(特集 処遇技法)」『更生保護』58(4): 30-5.
- 法務総合研究所, 2005, 『法務部研究 26 保護司の活動実態と意識に関する調査』.
- 加藤倫子, 2011, 「非行少年の社会復帰における家族の位置づけ--ある保護司の活動における事例から」『社会学研究科年報』(18): 35-46.
- 北澤信次, 2003, 『犯罪者処遇の展開: 保護観察を焦点として』成文堂.
- 久保貴, 2011, 「人口減少・高齢化社会における更生保護: 実務家からの視点(少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指して)」『犯罪社会学研究』(36): 62-75.
- Leibrich, J., 1993, *Straight to the Point: Angles on Giving Up Crime*, University of Otago Press: Otago.
- 松本勝編, 2010, 『更生保護入門 [第2版]』成文堂.
- McNeill, F. and Weaver, B., 2010, *Changing Lives?: Desistance Research and Offender Management.*, SCCJR Project Report; No.03/2010.  
(<http://www.sccjr.ac.uk/publications/changing-lives-desistance-research-and-offender-management/>, 2014年4月26日取得)
- 岡邊健編, 2014, 『犯罪・非行の社会学: 常識をとらえなおす視座』有斐閣.
- Rex, S., 1999, Desistance from Offending: Experiences of Probation, *The Howard Journal*, 38(4): 366-83.
- 高橋有紀, 2013, 「1950年代から1970年代の更生保護制度における「官民協働」論の変容と継続: 保護司への役割期待の本質」『犯罪社会学研究』(38): 138-152.